

## 宿毛市自転車ヘルメット着用推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市補助金交付規則（昭和48年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、宿毛市自転車ヘルメット着用推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、自転車を利用する児童生徒のヘルメットの着用を促進し、通学の安全を図ることを目的に、自転車ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、宿毛市立小・中学校の校長（以下「校長」という。）の承認を受けて、自転車で宿毛市内の小中学校に通学する小学4年生から中学3年生に在籍し、補助申請時において宿毛市内に住所を有しているもの（以下「対象児童生徒」という。）の保護者とする。

2 補助金の交付は、対象児童生徒に対し、1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、次に掲げる事項に該当する新品のヘルメット1個の購入経費とする。

(1) 宿毛市内の販売店で購入したもの。

(2) 対象児童生徒が4月1日から2月15日までに購入したもの。

(3) 次に掲げるもののうち、いずれかの認証を受けているもの。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ その他これらに類する認証を受けたマーク等が付されたもので教育長が認めるもの

(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条の経費に2分の1を乗じて得た額とし、当該額に対象児童生徒1人につき2,000円とする。ただし、当該額が1

00円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とし、当該額が2,000円を超える場合は2,000円とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象児童生徒が入学した年度の2月末日までに、宿毛市自転車ヘルメット着用推進事業費補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメット購入に係る領収書
- (2) その他教育長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 教育長は、前条の交付申請及び実績報告があったときは、宿毛市自転車ヘルメット着用推進事業費補助決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 申請者は、前条の交付決定後に、次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 宿毛市自転車ヘルメット着用推進事業費補助金請求書(第3号様式)
- (2) その他教育長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第9条 教育長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか教育長が取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 教育長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が支払われているときは、宿毛市自転車ヘルメット着用推進事業費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(第4号様式)により補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。